

■ 誘導施設の根拠

大分類	小分類	施設の定義	設定の考え方
行政機能	役場	地方自治法第4条第1項に規定する施設	本町の中枢機能を有し、町民に対して効率的な行政サービスを行う施設として、中心部に位置付けます
	保健センター	地域保健法第18条に定める施設	町民からの身近な健康相談、保健指導のほか、地域保健にかかる事業を実施する施設であることから、中心部に位置付けます
	病院（特定機能病院、地域医療支援病院を除く）	医療法第1条の5第1項に規定する施設	総合的な医療サービスを提供し、広域かつ多くの人が利用する施設であることから、交通利便性の高い中心部に位置付けます
介護福祉機能	介護等相談施設（地域包括支援センター、在宅介護支援センター）	①介護保険法第115条の46第1項に規定する施設	町民の高齢者福祉、介護保険等の総合相談窓口で、社会福祉活動の拠点となる機能を有することから、中心部に位置付けます
		③老人福祉法第5条の3に規定する老人介護支援センター	高齢者や家族が身近なところで専門職による相談・援助が受けられるように中心部に位置付けます（なお、在宅介護支援センターは旧町村単位に設置されています）
	介護老人保健施設	介護保険法第8条第8項、28項、第8条の2第6項に規定する施設	介護老人保健施設は医師による管理が必要であり、誘導施設として設定している病院と一体もしくは近傍に設置することで、利用者にとっても有益であることから、誘導施設として位置付けます
商業機能	大規模小売店舗	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積1,000㎡以上の小売商業施設	広域的な集客力を持つ施設であることから、多くの人が利用しやすい中心部に位置付けます
	スーパーマーケット	生鮮食料品を取扱う店舗面積1,000㎡以上の施設	スーパーマーケットは、町民の日常生活を送る上で必要不可欠な施設であることから、多くの人が利用しやすい中心部に位置付けます
子育て支援機能	保育所	児童福祉法第39条第1項に規定する施設	子育て環境の充実、保護者の多様な就労形態に対応できるように、町民が利用しやすい中心部に位置付けます
	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する施設	
	幼稚園	学校教育法第1条に規定する幼稚園	
	児童館	児童福祉法第40条に規定する施設	
	子育て支援センター	児童福祉法第6条の3第6項に規定する施設	
教育文化機能	図書館	図書館法第2条第1項に規定する施設	広域からの利用が見込まれるため町の中心部に位置付けます
金融機能	銀行、信用金庫、農業協同組合	銀行法第2条に規定する施設 信用金庫法に基づく信用金庫 農業協同組合法第10条第2項、第3項に規定する業務を行う農業協同組合	現金の入出金に加えて、決済や融資など幅広い金融サービスを受けられる施設であることから、多くの店舗等が立地している中心部に位置付けます
交流機能	観光交流センター 地域交流センター	地区を訪れる観光客への観光案内や観光客と地域住民との交流のための施設	多くの観光客や地域住民との多様な交流の場を設けることにより、関係人口の増加、賑わいの創出につながることから、中心部に位置付けます
業務機能・産業機能	テレワーク拠点施設	コワーキングスペース（事業者間で作業拠点を共用するスペース）として利用可能な拠点施設	新しい働き方を踏まえ、町外からの移住・定住の促進を図るため、生活利便性の高い中心部に位置付けます